⑵　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地には、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により天然記念物に指定されているカササギ生息地、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国際希少野生動植物種であるコアジサシの集団繁殖地があり、また、環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＡ類として掲載されているセボシタビラ、ニッポンバラタナゴ等の生息が確認されている。カササギについては、本件事業による改変面積に対して、その行動範囲が広いことから、また、コアジサシについては、計画路線は繁殖地を通過しないことなどから、影響は軽微であると評価されている。セボシタビラ、ニッポンバラタナゴ等については、計画路線は河川等の生息地域を橋梁構造で通過することから生息環境の改変は少なく、影響は軽微であると評価されている。

植物については、環境省レッドリストにおいて絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオグラコウホネの生育が確認されているが、計画路線は生育地点を橋梁構造で通過することなどから、影響は軽微であると評価されている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が11箇所存在するが、いずれについても発掘調査を完了しており、既に記録保存等の措置が講じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、自動車専用道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第１種第３級の規格に基づき、４車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年10月23日及び平成11年１月６日に都市計画決定された都市計画と、盛土構造から橋梁構造への変更等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、自動車専用道路の整備による所要時間の短縮及び定時性の確保が必要であると認められるとともに、できるだけ早期に現道の交通混雑の解消を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の市長等からなる有明海沿岸道路建設促進福岡県期成会等より本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　福岡県柳川市役所

○国土交通省告示第三百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十三年三月二十九日

国土交通大臣　大畠　章宏

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事（広島県三次市甲奴町宇賀字東谷地内から同市甲奴町宇賀字大山地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　広島県三次市甲奴町宇賀字東谷、字市尾、字秋坂、字茶臼、字三通田、字高丸、字大番及び字大山並びに吉舎町雲通字小風呂地内

２　使用の部分　広島県三次市甲奴町宇賀字茶臼及び字三通田地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、広島県尾道市木ノ庄町木梨字友永奥地内から三次市四拾貫町地内までの延長49.5㎞の区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第１号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第６条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線（以下「本路線」という。）は、尾道市を起点とし、三次市等を経て松江市に至る延長137㎞の路線である。

本路線が通過する広島県中部地域（以下「本件地域」という。）には、江戸時代に海の交通の要衝として栄え、文化財や歴史的資源が豊富である尾道市、古くは山陽地方と山陰地方とを結ぶ宿場町や交通の要衝として栄え、多くの農産品の産地として農業も盛んな世羅郡世羅町及び三次市があり、本件地域の経済・文化の発展に大きな役割を果たしている。これらの都市を含む本件区間の沿線地域は、尾道市をはじめ多くの観光資源を有し、観光産業の盛んな地域であるほか、世羅郡世羅町の日本梨及びトマト並びに三次市のアスパラガスが広島県一の出荷量を誇るなど、農業も盛んな地域であり、これら農産品は県内のほか関西方面へも出荷されている。

しかしながら、本件地域における観光や物流は専ら自動車輸送に依存している一方で、高速道路の整備が立ち遅れており、本件地域の発展のためには、県内外の主要都市との交流及び連携の基盤である高速交通ネットワークの構築が重要な課題となっている。

また、本件区間とおおむね並行する一般国道184号は、中国山地を横断する路線で、ほとんどの区間が２車線道路であり、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない箇所が多く存するなど線形も悪いうえ、自然災害や交通事故によって数時間に及ぶ全面通行止めが度々発生するなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に支障をきたしている状況にある。